

情報提供企業の募集

防衛省では次期Xバンド衛星通信システムの整備に関して、「Xバンド衛星通信中継機能等の整備・運営事業実施方針」(平成23年11月2日)のとおり、PFI方式による調達を計画しており、下記の要領で情報提供企業を募集しますので、ご協力をお願いいたします。

平成23年11月15日

防衛省Xバンド衛星通信整備事業推進グループ

記

1. 募集の目的

本募集は、「Xバンド衛星通信中継機能等の整備・運営事業」(以下「本事業」という。)をPFI方式で実施する場合の各業務に係るコストについて、本事業に関連する実績・知見・能力を有する民間事業者から参考見積(以下「情報書」という。)を徴集することにより、本事業の調達を確実かつ円滑に進めることを目的とする。

2. 情報提供企業の要件

情報提供企業は、次の要件をすべて満足する企業に限定する。

- ① 本事業の実施方針 第1 1. (5) ①から④のいずれかの業務を主体的に実施する能力がある企業
- ② 過去5年間に通信衛星若しくは衛星搭載中継器の調達(製造を含む。)又は運用の実績がある企業
- ③ 防衛省が取り扱い上の注意を要する文書等の開示について適当であると認める企業

3. 情報提供に係る意思の確認

情報提供を希望する企業は、平成23年11月25日(金)17時までに、情報提供意思表明書(別添1)を8.の担当窓口へ提出すること。また、併せて2.の要件を確認できる書類を添付すること。

4. 提示書類

情報書の作成にあたっては、本事業の実施方針及びその添付資料等の情報を参照すること。

ただし、2.の要件を確認した企業(以下「情報提供企業」という。)に対して、本事業に関する補足情報及び参考見積の前提条件等を含む情報要求書(RFI: Request For Information)を提示する。

なお、情報要求書には取り扱い上の注意を要する文書等が含まれるため、提示に際しては別添2に示す情報の保全に関する誓約書を提出すること。

5. 情報書の提出期限

平成23年12月22日(木)17時

6. 情報書の取扱い

情報提供企業から提出された情報書は原則、非公表とする。ただし、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(平成11年法律第42号)に基づく開示請求等があった場合、情報提供企業と協議のうえ、情報提供企業の利益が著しく阻害されると認められる内容以外の内容は開示する場合がある。

7. その他

本募集への協力の有無は、本事業の民間事業者を選定する際の審査に影響するものではなく、また提出された情報書は、民間事業者を選定するために提出を求める事業提案書の内容及び入札価格を何ら拘束するものではない。

8. 担当窓口

防衛省Xバンド衛星通信整備事業推進グループ

住所 〒162-8801 東京都新宿区市谷本村町5-1

電話 03-3268-3111(代表) 内線 20931~20933

防衛省 Xバンド衛星通信整備事業推進グループ 御中

情報提供意思表明書

所在地
企業名
代表者氏名

㊞

Xバンド衛星通信中継機能等の整備・運営事業に係る情報提供を希望します。

企業名	
所在地	
担当者氏名	
所属部署	
電話番号	
F A X	
メールアドレス	
本事業で想定される貴社の関与形態 (業務内容 ^{※2})	

※1 社印及び代表者印を押印のこと。

※2 実施方針 第1 1.(5) ①から④の業務を記載すること。

※3 「情報提供企業の募集」 2. の要件を確認できる資料を添付すること。

防衛省 Xバンド衛星通信整備事業推進グループ 御中

情報の保全に関する誓約書

【情報提供企業名】（以下「当社」という。）は、情報提供企業の募集（平成 23 年 11 月 15 日 防衛省 Xバンド衛星通信整備事業推進グループ）に基づき貴省から提示を受ける情報要求書により当社に対して開示される取り扱い上の注意を要する文書等の取り扱いについて、次のとおり誓約します。

- 1 情報の漏洩等の事実があった場合は当社が一切の責任を負います。
- 2 情報書の提出期限までに配布文書すべてを防衛省 Xバンド衛星通信整備事業推進グループに返却します。
- 3 当社は当社の従業員の故意又は過失により情報要求書が漏洩したときであっても、取扱上の責任を免れません。
- 4 当社は情報要求書を当社の従業員で情報書の作成作業（以下「本作業」という。）に関係のある者のみに供覧します。
- 5 当社は本作業に関係のある者に対しても、本作業に必要な限度をこえて情報要求書を供覧し、又は漏洩しません。
- 6 情報要求書の電子計算機情報への加工は行いません。また、原則として、情報要求書の複製を行いません。本作業上、真にやむを得ない場合に複製したときは、当社の責任において確実に管理し、原本の返却時に管理記録と共に防衛省 Xバンド衛星通信整備事業推進グループに提出します。
- 7 当社は本作業に関係のない者をみだりに作業場所等の施設に立ち入らせ、又は近づかせません。
- 8 本作業に関係のある者に対しても、作業に必要な限度をこえて前項の施設に立ち入らせません。
- 9 本作業により情報要求書の内容を知り得た取扱者が離職した後も、知り得た情報は本誓約書各項の規定と同様の管理体制により扱います。
- 10 防衛省が必要があると認めた時は、情報要求書の保全の状況に関する検査を受け入れ、又は必要な指示に従います。
- 11 当社は情報の漏洩、紛失、破壊等が発生し、またそれらの疑い若しくは恐れがあったときは、適切な措置をとるとともに、その詳細を速やかに防衛省へ報告します。

平成 年 月 日

所在地
企業名
代表者氏名

